



お知らせ

軽自動車税(種別割)の納税は5月31日(金)まで



軽自動車税(種別割)は4月1日時点の納税義務者(所有者等)に課税されます。納税通知書は5月8日(水)に発送する予定ですので、5月31日(金)の納期限までに納めてください。税務課窓口のほか、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでの納付もできます。

【税額について】

- ・**軽自動車(四輪以上及び三輪の軽自動車)**
新車新規登録された年月(車検証の「初度検査年月」)や環境性能等によって税額が決まります。
※令和6年度以降に初度検査年月から13年経過した車両(平成23年3月31日以前に新車新規登録)は税額が上がります。
- ・**原動機付自転車(125cc以下のバイク等)、125cc超のバイク、小型特殊自動車**
令和6年度の税額は、平成28年度以降変更はありません。

【ナンバープレートについて】

原動機付自転車、小型特殊自動車は、使用や道路走行の有無に関わらず、所有している場合はナンバー登録が義務となっていますので、適正に標識交付の申請を行ってください。

【軽自動車税(種別割)納税証明書及び領収証書】

軽自動車(種別割)納税証明書及び領収証書は車検を受けるときに必要となる場合がありますので、車検と一緒に大切に保管してください。
※スマートフォン決済アプリで納付した場合、領収証書は発行されません。軽自動車(種別割)納税証明書及び領収証書が必要な人は、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口をご利用ください。

【軽自動車税(種別割)の減免】

次の①から③に該当する場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。詳細は、車検証及び障害者手帳等をご準備の上、下記にお問い合わせください。
※できる限り納付前に申請してください。納付後に減免となった場合、還付のために、口座が確認できる書類の提出が必要となる場合があります。

- ①**障がい者減免** 障がい者本人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車(障がい者が18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む)
※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度等には一定の基準があります。
 - ・申請に必要なもの 運転免許証、車検証、身体障害者手帳等、軽自動車税(種別割)納税通知書、マイナンバーが分かるもの
- ②**身体障がい者用構造減免** 身体に障がいのある人が利用するために改造された軽自動車
 - ・申請に必要なもの 車検証、構造と標識番号が確認できる写真、軽自動車税(種別割)納税通知書
- ③**公益減免** 公益法人などが所有する軽自動車で、公益のために直接使用する車
 - ・申請に必要なもの 法人の代表者印、車検証、軽自動車税(種別割)納税通知書、運行計画書、定款等

☎税務課税制窓口係 ☎②8397(市役所1階)

お知らせ

市議会の日程

令和6年第2回日田市議会定例会は、下記の日程で開催される予定です。正式には、5月30日(木)に開催予定の議会運営委員会で決定します。なお、本会議・委員会は誰でも傍聴できます。

- ・一般質問
議員が市政全般について質問すること
- ・議案質疑
条例や予算など、上程された議案について質問すること
- ・委員会付託
上程された各議案について、各委員会に審査を委ねること

開催日	開催時間	会議名	会議の内容
6月5日(水)	午前10時	本会議	議案上程、提案理由の説明
17日(月)			一般質問
18日(火)			
19日(水)			
20日(木)		委員会	議案質疑、委員会付託
24日(月)			
25日(火)			議案審査
26日(水)	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 等	
27日(木)			
7月1日(月)	午後1時	本会議	

☎議会事務局議事係 ☎②8214(市役所3階)

お知らせ

第77回日田川開き観光祭
環境美化にご協力ください

5月25日(土)・26日(日)の2日間、日田市最大の祭りである「日田川開き観光祭」が開催されます。当日はマナーを守り、美しい日田の景観を観光客の皆さんに誇れるよう、環境美化にご協力ください。



パレードや花火大会会場等で、事前にブルーシートやテープ、チョーク等を用いた「場所取り」はやめてください。一部の人の「場所取り」行為によって、日田市街や三隈川の景観が損なわれ、祭りの運営にも支障を来す事態となっています。特にチョークで書かれた文字などは、簡単には消えません。水郷日田に初夏の訪れを告げる祭りを、みんなで気持ちよく楽しめるよう、ご協力をお願いします。
※河川敷や道路における悪質な場所取りは、河川法や道路法等に抵触する可能性があります。

☎観光課観光企画係 ☎②8210(市役所3階)

お知らせ

特殊詐欺等防止機能付き電話機の設置費用を補助します



特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器を設置する人を対象に、購入費用の一部を補助します。
※対象機器であるかの確認をしますので、購入前に必ず下記にご連絡ください。

▶補助要件

- ・市内に住所を有し、かつ居住している人
- ・満65歳以上の人又は満65歳以上の人と同一の世帯に属する人であること
- ・領収証に記載されている氏名と設置者(補助対象者)が同一であること
- ・暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する人ではないこと
- ・申請者及び同一世帯に属する人が、市税を滞納していないこと

▶申請時に必要なもの

- ・領収証その他の支払いをしたことを証する書類の写し(品名が記載されているもの)
- ・購入した電話機等の機能が確認できる書類の写し(カタログ・取扱説明書等)
- ・通帳の写し、印鑑、暴力団員でないことの誓約書
- ▶補助額 対象経費の3分の2(上限1万円)
- ▶申請期限 令和7年1月31日(金)

☎市民課生活安全係 ☎②8395(市役所1階)

お知らせ

日田市高校生就学援助補助事業の申請を受け付けます



▶対象者

- 次の全てに該当する人
 - ・市内の高校に就学する生徒の保護者
 - ・上津江町及び中津江村に住所を有する人
 - ・下宿等に係る費用を払っている人
 - ・市税を完納している人

▶補助対象費用 ①下宿(部屋代・食費)、②学校寮(寮費・食費)、③親戚宅等(家賃・食費相当額)
※就学する高等学校から5km以内の下宿等になります。

▶補助額(月額)

- ①②補助対象費用から3万5,000円を控除し、100円未満の端数を切り捨てた額(上限1万3,000円)
- ③親戚宅等：8,000円
- ▶申請期限 5月31日(金)
- ▶申請書配布・受付 下記又は上・中津江振興局
- ※詳細は、市ホームページ(上記二次元コード)をご確認ください。

☎教育総務課総務企画係 ☎②8234(市役所別館3階)